

平成 29 年 9 月 15 日

株式会社石垣島白保ホテル&リゾート
代表取締役 識名 安信 殿

書類送付のご案内

白保公民館宛に送付されました「石垣島白保ホテル&リゾート開発事業説明会への回答」（平成 29 年 8 月 10 日付）への指摘について、迎里和八白保公民館長がお伝えした通り、当協議会から文書を送付いたします。よろしくご査収ください。なお、当文書は白保公民館に複製を提出してありますので、当文書に対する回答は当協議会宛に作成・送付していただき、複製を白保公民館宛にも送付してください。お手数ですが、よろしくお願い致します。

白保リゾートホテル問題連絡協議会

会長 新里昌央

渉外担当 柳田裕行

事務局 NPO 夏花 石垣市白保 118 〒907-0242

平成 29 年 9 月 15 日

株式会社石垣島白保ホテル&リゾート
代表取締役 識名 安信 殿

白保リゾートホテル問題連絡協議会
会長 新里昌央

石垣島白保ホテル&リゾート開発事業説明会への回答（平成 29 年 8 月 10 日付）への指摘

貴社が白保公民館館長宛に提出した見出しの文書について、住民説明会から 2 か月経ちますが、保留のまま未だ回答のない質問が多数残されておりますので、これらについて再度回答を請求いたします。また、回答では質問の疑義を十分に解決できていない点についても併せて指摘しますので、回答をお願いします。

<未回答の質問>

*主質問が回答保留になったため、尋ねられなかった関連質問もあわせて記載しています。

1. 浄化槽処理水について、地下浸透と中水利用の割合と想定量を教えてください。
2. 中水利用の用途をそれぞれの想定配分量と合わせて教えてください。
3. ホテル利用客の海浜利用のための誘導路について、住民説明会で「ホテルから隣の太陽光発電施設の間に通路を設けて対応する。」「太陽光発電施設の所有者と契約をして通す」と説明した後、施設の所有者について尋ねられると、「今は言えません。後日回答します。」と返答したままになっています。地域住民も利用する海浜の利用計画は、重要で関心の高い問題ですが、回答書に記載がなかった理由を教えてください。加えて、改めて回答をお願いします。
4. 資料 P9「部分断面図」の高さ表記に記載されている「1444」という数字は何を示していますか。
5. 建築地盤面は、平均朔望潮位より低いということで間違いはないですか。
6. 説明会では、「排水性を高めるために、浸透性の低い地盤を一部破碎して浸透性を増す。」という説明がありました。地下浸透性は、地下水位が高い場合非常に悪化することは明らかですが、建築地盤面が、平均朔望満潮位より 1 m 以上低い計画で、大潮の満潮時の浸透性を表す想定値を教えてください。

<回答文書に対しての疑義の指摘と再回答の要請>

1. 想定交通量について

【利用客】

滞在客のレンタカー利用率、および白保地区を通過する可能性の算出根拠が不明です。それぞれ 90%、95%として算出することは非現実的ですか？現実的でないとする場合、その理由を教えてください。

【スタッフ/業者】

雇用スタッフ、リネンおよび食材搬入等の車両が白保集落を通過する可能性の算出根拠が不明です。90%と仮定することは非現実的ですか？現実的でないとする場合、その理由を教えてください。

結論として、現状の交通量がどのように変化するかを考えるには、現状の交通量を基礎に比較するのが当然だと思いますが、わざわざ新空港開港前の平成 22 年の交通量調査を基準に引用して、増加量を述べている趣旨が全く理解できません。その理由を教えてください。

2. 八重山保健所との協議について

協議内容の記述につき「保健所担当者の説明不足により見解の相違が生じた」と記載されていますが、誰に対してのどの点のどういう説明不足が、どのような相違を生じさせたのか、について明確な説明がありません。また、八重山保健所（安里氏、新城氏）に H29 年 9 月 7 日に本回答書の内容を確認したところ、本件について H29 年 2 月 22 日の面談に参加した大城氏はすでに八重山保健所から移籍しているため、当日の確かなやり取りは本人に確認しておらず、協議内容として回答書に記載されたのは、あくまで大城氏不在の中で事業者と推定したものだという説明を受けました。これでは審査申請図書の記載が虚偽ではないという釈明に対しての回答として価値がありません。審査申請図書の記述についての住民説明会での指摘を改めて以下に記載しますので、指摘内容をよく確認してください。この項目は申請図書の是正とは別に、事業者と地域住民の信頼関係に大きく関わり、地域住民の重大な関心事でもあることから、丁寧な釈明を引続き求めます。あわせて、いただいた回答書の各部分について再質問をさせていただきますので、回答をお願いします。

【申請図書の記載についての虚偽の指摘】

八重山保健所担当者に確認したところ、平成29年2月22日のやり取りは、住民説明会で貴社や白保公民館役員に提出した「聞き取り書」に記載の通り、以下の1～3の内容であると証明されました。これを前提として、A,Bの指摘があります。

1. 浄化槽処理後の排水処理について、「地下浸透処理は行わず、人体に影響のないよう散水をする」という内容の説明をうけ、「地下浸透させないのであれば、沖縄県浄化槽取扱要綱に基づく事前協議は必要ない」と話した。
2. 散水についての詳細な資料は受けていないし、記録もない。
3. H29.2.22 に面談したメモはあるが、公文書ではないため開示対象ではない。

Aー申請図書には、「八重山保健所との協議（H29/2/22協議）により、「膜分離高度処理浄化槽」を採用の場合、地下浸透に係る事前協議は必要ない旨の回答を得た。」とありますが、まず事実として、特定の浄化槽の採用に場合に、本来必要な地下浸透に係る事前協議が必要なくなることはない。保健所担当者がそのような発言はしていないことは確認済み。にもかかわらず、申請図書には保健所担当者から「事前協議は必要ない旨の回答を得た」と記載されていることから、明らかに虚偽の記載といえる。

Bー申請図書では、汚水排水計画が「建築物環境衛生管理基準」抵触すると保健所から指摘を受けた事実を述べた後、「処理水に人が直接触れることがない旨を説明し、了承を得た。」と、計画について保健所から了承を得たことが記載されている。この点、当日、保健所担当者は何も「了承」していないのは明らかである。そもそも「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」施行規則第四条の二第三項が、ここでいう基準を規定する法令だが、条文上、修景や散水に用いる原水に、し尿を含んだ処理水は使用することを禁止していて例外はない。保健所担当者が、わざわざ基準に抵触することを指摘した後に、何らかの説明を受けたことで、違法な計画を「了承」するわけではなく、この記載は明らかに虚偽であるといえる。

<地下浸透に係る事前協議の必要性に係る部分>

- ① 本回答書によると、開発基本計画審査申請図書には、保健所の見解が正しく記載されていなかったということでしょうか？

<「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に係る部分>

- ① 本回答書によると、開発基本計画審査申請図書には、保健所の見解が正しく記載されていなかったということでもよろしいですか？
- ② *補足1について、保健所が「確認」したのはいつですか？
- ③ 回答の*補足2の「受注者」とはだれを指しますか？誰が発注者ですか？
- ④ 回答の*補足2の「後日に指摘」とはいつ、誰が誰に指摘したのでしょうか？
- ⑤ 石垣市との対応について「汚水処理方法が確定の後、申請図書を是正すれば問題ない」とありますが、汚水処理方法について、どこまでが確定しているのか、どの点が未確定なのですか。
- ⑥ 石垣市から、⑤の回答を得た日付を教えてください。

<原因について>

「保健所担当者の説明不足により見解の相違が生じた」と記載されていますが、誰に対してのどの点のどのような説明不足が、どのような相違を生じさせたのか、説明してください。

3. 浄化槽の規模について

想定給水量が 300 m³/日ですから、処理水は最大 300 m³/日と考えてよろしいですか？

4. BOD と SS の 7%増加についての考察

- ① 「今回のホテル計画における人工物の増加量よりも多く負荷をかけられた状況が推察されます。」とありますが、具体的にどの地点の状況について言及しているのか教えてください。
- ② 「それでもサンゴ等が生育していたこと」とありますが、石垣島東海域にサンゴが存在することは周知の事実ですが、本項目は、ホテル計画地からの汚水排水の周辺海域への影響、特に計画地東方のサンゴ礁海域および生態系を論点にしていると理解しています。昭和 60 年と平成 26 年について、ここでいう海域の水質と「サンゴ等」の生育に関して、汚水排水の影響を「推察」する根拠となる調査データを教えてください。
- ③ 放流水は、「ろ過・希釈される」とのことですが、放流水が海域に地下から浸出する際の「ろ過・希釈」後の全窒素、全リン、BOD の各想定数値を教えてください。併せて、その数値の浸出水が海域の水質、植生や生態系へ影響を及ぼさないとする根拠を教えてください。
- ④ 「環境保全を鑑み」とありますが、定期的に関係区域内の観測孔で行う水質調査では、調査結果で何を評価・判断して、具体的に何の保全を鑑みるのでしょうか？
- ⑤ 地域住民としては、汚水排水を地下浸透させることによる周辺海域の環境への影響を懸念していることを一貫してお伝えしています。また、石垣市風景計画でも「汚水は、開発地域内の終末処理施設等によって、自然環境、生態系などへの影響が無いレベルまで浄化すること」と規定されています。ここでいう開発区域内の水質調査で、地下浸透された汚水排水による周辺海域の水質や植生、生態系への影響が把握できるとお考えですか？水質調査の結果から推察される周辺海域への影響と対策が必要となる場合を例示したうえで、対応する保全計画を具体的に教えてください。

以上